

平成29年12月に魚津市自治基本条例が一部改正されました。

新旧対照表（下線部が改正点です）

該当ページ	改正前	改正後
<p>6ページ上段 「第8章 地域 コミュニティ等」 8ページ右列 第25条・第26条</p>	<p>第25条 市民は、<u>町内会、自治会、地域振興組織等の地域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体（以下「地域コミュニティ等」といいます。）</u>が、地域の課題解決及び相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティ等は、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとします。</p> <p><u>（地域コミュニティ等の尊重）</u></p> <p>第26条 市は、<u>地域コミュニティ等の役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重しながら、地域コミュニティ等にかかわる施策を推進します。</u></p>	<p>第25条 市民は、次に掲げる地域コミュニティが自主的に、又は相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。</p> <p>(1) <u>自治会</u> 地縁により設立され、親睦や交流を深め連帯感を培い、生活していく中で支え合い、助け合いながら住みよい地域づくりのために活動している組織のことをいいます。</p> <p>(2) <u>地域活動団体</u> 社会福祉協議会、体育振興会、文化振興会その他その設立目的に沿って設立され、地域のために自主的に活動する組織のことをいいます。</p> <p>(3) <u>地域振興会</u> 自治会及び地域活動団体の連携・協力により設立され、地域課題を自ら解決し、地域の特性をいかしたまちづくりに取り組む組織のことをいいます。</p> <p>2 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとします。</p> <p><u>（地域コミュニティの尊重及び支援）</u></p> <p>第26条 市は、<u>地域コミュニティの役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、地域コミュニティの活動の支援に努めます。</u></p>
<p>6ページ中段 「第9章 危機 管理」 8ページ右列 第27条</p>	<p>第27条 （前略）</p> <p>3 市民は、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時においては、自発的に防災活動へ参加するなど、相互に協力して対応しなければなりません。</p>	<p>第27条 （前略）</p> <p>3 市民は、<u>地域防災への意識の向上を図るためにも、</u>県、市又は地域防災会が主催する防災訓練等への参加を通じて自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時には、自発的に防災活動へ参加するなど、<u>お互いに</u>協力して対応しなければなりません。</p>

改正のポイント
「自治会」「地域活動団体」「地域振興会」という3つの地域コミュニティ団体の定義を追加しました。

改正のポイント
市が地域コミュニティの活動を支援する旨を追加しました。

改正のポイント
地域防災への意識の向上を図るためにも、市民が防災訓練等へ積極的に参加する旨を追加しました。